

第1回環境社会配慮審査会

日 時 平成22年4月12日(月) 16:00～17:00

場 所 JICA本部229テレビ会議室

出席委員 (敬称省略)

委員	長谷川 弘	広島修道大学人間環境学部人間環境学科教授
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	米田 政明	財団法人自然環境研究センター研究主任 九州大学大学院客員教授

◇欠席委員

委員	石田 健一	東京大学海洋研究所海洋生命科学部門助教
委員	田中 充	法政大学社会学部及び政策科学研究科教授
委員	長畑 誠	一般社団法人あいあいネット・専務理事 (いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク)
委員	野村 徹	日本シンガポール石油化学(株)代表取締役
委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際学部教授
委員	日比 保史	コンサベーション・インターナショナル日本プログラム代表
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
委員	柳内 龍二	個人コンサルタント

◇事務局

◇事務局

河添 靖宏	独立行政法人国際協力機構 審査部 環境社会配慮審査第二課長
塩浦 貴之	独立行政法人国際協力機構

審査部 環境社会配慮審査第二課

委員・事務局以外の発言者

滝本 哲也	独立行政法人国際協力機構 産業開発部 資源・エネルギーグループ電力課
松崎 理	独立行政法人国際協力機構 産業開発部 計画・調整課
庄司 岳雄	日本海外コンサルタンツ株式会社

○河添課長 今日答申案協議ということで、タンザニアのザンジバル地域配電網強化計画、こちらのほうを担当部署のほうから先回のコメントに対しての対応案を説明していただくということで進めてまいりたいと思います。

ここから、では議長を長谷川先生のほうに進行をお願いしたいと思います。

○長谷川委員 今日は人数が少ない、しかも委員長、それから、もう一人の田中副委員長もいらっしゃっていないということで、私のほうが代行させていただきます。

ザンジバルの案件です。全部で13ほどコメントが上がってきました。それから、お手元の別紙というところに石田委員から、その後その幾つかコメントがあったようです。石田委員も今日はちょっと出席なさらないんじゃないかということで、最初にこの本体のほうの説明をしていただいて、それからその後にこの別紙についても触れていただきたいと思います。

それでは最初、9番まで、代替案の検討の前までのコメントについて、対応等をご説明いただきたいと思います。

○滝本 かしこまりました。本日説明させていただきます、電力課の滝本と申します。よろしくをお願いします。

9番までということですので、先生方からいただきましたコメントを内容別に主に4つに分けて、発電所配電網のマスタープランに対する本計画の位置づけ、住民移転に対する補償方針、配電線ROWの規制管理、スクリーニング結果の環境影響項目について、お答えしていきたいと思います。

それでは、最初の「ウングジャ島全体における発電所と配電網のグランドデザイン（マスタープラン）について説明を加え、本計画の位置づけを明らかにしてほしい」という原嶋委員か

らのご指摘につきましては次のように回答させていただきます。

まず、Z E C Oという実施機関ですけれども、Z E C Oでは統一的な設備計画のマスタープランは作成しておりません。これは我々が調査に行ったところ、ないという確認がとれております。しかしながら、ウングジャ島では複数のドナー、M C Cとか他のヨーロッパ諸国の国のドナーが相互に協調をとりつつ支援が実施されており、関連ドナーの事業計画をすべてレビューし、J I C Aプロジェクトとの整合性も確認しております。

具体的には、ウングジャ島における設備計画におきましては、電源、基幹配電、低圧配電に整理され、J I C Aは33k Vの基幹配電設備の増強を中心にして支援を行う予定で考えております。

次に、住民移転に伴う補償方針ということで、原嶋委員からの「M C Cの住民移転政策に準じて、世銀が示す水準で住民移転を実施するという方針は支持できる。しかし、それが本当に実現できるか不安が残る。M C Cとの共通点、相違点を明らかにして、その実現性について説明を加えてほしい。」というコメントに対しては

、次のように回答させていただきます。

M C Cの海底ケーブル敷設プロジェクトといった類似の先行プロジェクトにおきましては、同様な土地収用が発生するため、J I C Aが要求するレベルにほぼ等しい詳細住民移転計画書（R A P）が既に作成されております。J I C Aプロジェクトにおける住民移転の方針につきまして、協力準備調査の中で、実施機関Z E C Oと協議の上で実現可能性を考慮した上で策定されたものでありまして、Z E C Oはプロジェクト承認の条件となる適切な環境社会配慮の実施の必要性を十分に理解しております。

今後、さらに概略設計の段階でより具体的な補償方針について、先方と確認合意を図る予定で考えております。

なお、送配電事業につきましては、R A P作成の必要性を含め、本J I C A事業と共通する部分は多いのですが、主な相違点としては、M C C自身が住民に対する補償金も負担する一方で、J I C Aの場合にはその差額は事業者が負担すべき事項としていることが挙げられます。

次に3番目の、こちらは田中委員からのコメントですけれども、かいつまんで申し上げますと、本プロジェクトの計画案では生活・生計レベルが悪化しないことを基本方針に国内法のいかににかかわらず、たとえ違法建築物であっても、生活回復の支援・非権利者に対して再取得価格の補償等を行う方針を打ち出しているが、こういった違法者にも同等の移転補償を行う基本方針に関して、ザンジバル政府の一般的な公共事業等に伴う補償政策等の整合についても十

分に図ることが必要ではないかというご指摘に対しましては次のように回答させていただきます。

本プロジェクトにおける住民移転につきましては、ザンジバルの至近の類似事業であるMCCの送電線事業の補償方策を参考にしております。MCCの補償方針につきましては、非正規住民に対して補償対象としていますが、補償の内容につきましては、必要最低限の土地を貸与または低価格で与えるなど、本プロジェクトによる移転によって困窮化するのを避ける、最低限度の補償に制限しております。

一方、JICAプロジェクトにおきましては、JICAガイドラインの基本方針であるプロジェクト実施前よりも、住民の貧困レベルは下げたはけないという方針のもと、非正規住民が過大すぎる利益を享受することがないように、MCCと同等の方針で補償を行うことを検討していきますが、今後の調査では同地域の他の公共事業の事例等も確認しつつ、先方と協議・合意形成をしていく予定で考えております。

次に配電線のROWの規制・管理についてですが、原嶋委員と田中委員からコメントが来ております。

まず、原嶋委員からは、「用地敷き幅規制、すなわちROWを30メートルはとらなければいけないという点につきましては、柔軟に対応することもやむを得ないと思われるが、少なくとも日本を含む主要な先進国における規制基準を下回るべきではない」とコメントをいただいております。

これにつきましては、概略設計の段階におきまして、裸線や絶縁ケーブル等の線種に応じた必要なROWについて、実施機関であるZECOと、及び先方政府と協議をし、柔軟な対応を検討していくことにさせていただきたいと思っております。

ご参考までに、日本の基準では一般的に33kVの架空電線（裸線）と建造物の離隔は3メートルとされており、ROWのみならず、電線の直下におきましても、3メートルの隔離をとれば、建造物の建設、建築も可能となっておりますので、やはり日本と比べてもかなり厳しい基準になっておりますので、この辺は概略設計時に先方政府やZECOと確認を行い、方針については検討をしていきたいと思っております。

次に、田中委員からございました、本プロジェクト事業の完了後の共用段階における配電線敷地管理に関して、同国の担当部署と協議の上、必要な用地管理計画を作成し、適切な用地管理を行うよう働きかける必要があるというコメントに対しましては、プロジェクト完了後も実施機関ZECOが適切に用地管理を行うように、今後の協議の中で用地管理計画、方法につい

て協議・合意形成を取りつけることを予定しております。

次に、スクリーニング結果の環境影響項目につきましてコメントが4件来ておりますので、そちらについて回答させていただきます。

まず、原嶋委員から、「既存の配電設備、電線や鉄塔等のうち、不要となるものの撤去や処分は重大な問題であり、スクリーニング結果でどの項目に含まれるか明示し、格づけを慎重に検討すること」というコメントが来ております。

本プロジェクトで不要となる電柱・電線撤去による環境影響は建設時の住民影響に含まれております。このとき、60世帯以上の住民移転が発生する可能性があることからカテゴリAと格づけしております。

処分について、新たに廃棄物のスクリーニング項目を設けて論ずべきものとし、今後の調査設計の段階で、廃棄物の取り扱いについて先方実施機関と協議の上、各づけについて検討とさせていただきます。

なお、実施機関における一般的な類似工事实績におきましては、解体された資機材からただちにZECOの倉庫に回収保管され、ZECO自身で管理され、再度予備品として活用されるケースも大部分であると確認しており、本プロジェクトにおいても廃棄物の環境負荷は極めて小さいものと想定しております。

次に、原嶋委員からの「電磁波による悪影響はスクリーニング結果でどの項目に含まれるかを明示し、格づけを検討すること」というコメントについては、スクリーニング項目に次の言葉を追記させていただきたいと思っております。

本プロジェクトにおける配電線は、設計条件、電柱と周辺の離隔距離から判断して、人体、周辺設備への電磁波は問題にならないと判断され、格づけはCとしたとしております。

これはちょっと専門的なこととなりますので、細かい説明は省略させていただきますが、配布資料に計算式および根拠を示しておりますので、を参照ください。次に、長谷川委員からは、「配布資料、18、19ページの表の8-1では「Cultural heritage」が「C」という評価であるが、近くの世界遺産ストーンタウンからの景観に対する送電線設置に伴う影響が懸念される」というコメントをいただきました。

これに対しましては、次のように回答させていただきます。

今回の33kV配電線につきましては、地表10メートル程度のところに張られ、電柱も同程度の高さになります。33kV配電線から1キロメートル以上離れたこの距離でこの高さであると、ストーンタウンから送電線を眺めることができず、また遠方・高所から送電線越しにストーン

タウンを眺める地点もございません。したがい、景観への支障は発生しないものと考えられます。

これは口頭で説明してもわかりにくいと思いますので、こちらの写真をご覧ください。これがストーンタウンの中心地から33kVの配電線の方を撮影した写真になります。このように、もうかなり住宅が密集してしまっていて、遠方のほうまでは眺めることは出来ません。こちらの写真はストーンタウンと住宅地の境界付近です。右側が住宅地で、左側がストーンタウンになります。このように住宅地とストーンタウンの境界線にはちょうど樹木等も植樹されておりまして、非常に高い木がありますので、下からは遠くを眺めることはできません。左側がストーンタウンですけれども、道路を挟んだ向こう側のストーンタウンの建物すら今は見えないという状況になっております。

こちらの写真はストーンタウン側から住宅地、右側が住宅地になりますけれども、左側がストーンタウンです。こちらもなかなか遠くまで見えません。

こちらの写真はストーンタウンの中に入ったところですが、建物が狭いエリアに密集しており路地も非常に細く入り組んでいます。あと、こちらの写真が、木製の電柱になります。この写真の右側に見えます3本の柱、約10メートル程度、こういったものを今回、ストーンタウンの近くにもこういった送電線を建設する予定になっております。日本でよくあるような大きな何十メートルもの高い鉄塔ではなくて、このようなものを想定しております。

このような状況ですので、我々としては環境への支障も発生しないものと考えております。

次に9番目に、長谷川委員からの、「送電線の全ルートについて電磁波による住民への影響を再評価し、必要であれば今後の環境影響評価での調査環境項目に加えること」といったコメントとつきましては、先ほど私から7番で説明させていただきました、電磁波による悪影響のスクリーニング結果等で回答をさせていただきたいと思っております。

以上が1番から9番までのコメントに対する回答になります。

○長谷川委員 ありがとうございます。

9番までのコメントをしていただいた委員の方が、私以外はいらっしゃらないんですけれども、来ていただいている委員の方から疑問点、あるいはさらなるコメントがあればお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○平山委員 すみません、私は担当でないのですが、既に説明が済んでいるかもしれないのですが、ちょっと伺ってみたいのは、1番のところマスタープランというのは、設備計画のマス

タープランを作成していないというところがあるのですけれども、それとの関連で、よく日本でこういう送電線をつくるときには、地中化というのをやりますよね。それをどのような位置づけになって、地中化が廃止されているのかという非常に初歩的な、もう説明が済んでいるかもしれない質問で申しわけないのですけれども、教えていただけないでしょうか。

○松崎 産業開発部の松崎と申します。私のほうからご回答を申し上げます。

まず、事実といたしまして、ウングジャ島における地中化の状況でございますけれども、まず33kV、今回メーンの対象にしております33kV配電線については、地中化はありません。すべて架空のこういった写真のような状況になっております。

ただし、一部ストーンタウン市内につきましては、11kVという、電圧が低い階級で地中化がなされております。

今回の事業につきましては、33kV、郊外のほうの、こういった景観等の問題にならない地点が対象でございますので、ZECOの実施機関の通常の設定形成基準に従いまして、すべて架空の設計ということで進めさせていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

平山委員 多分、電圧がということが問題になると思うんです。問題だということでお話をいただいたと思うんですけれども、であれば、10メートルの高さというのは、それは通常の高さなんでしょうか。電磁波のことをお2人の委員が聞いておられますけれども、ここにその説明があるんですけれども、本当に10メートルで大丈夫なんでしょうかという……

○松崎 33kVについて、10メートルの高さで大丈夫かということでございますけれども、まず、アフリカのこの地域につきましては、状態的に10メートル程度、こういった形の設備形成がまず普通になされているというのが事実としてございます。欧米諸外国との比較ということになりますけれども、資料のほうにもありますけれども、例えば日本につきましては、33kVの線から3メートルの離隔をとれば特に問題は、安全上は問題ないでしょうということが説明されております。

ですので、そういった観点からも、実際に使われているという現状の観点からも、特に10メートルの高さで問題ないのではないかというふうな認識でおります。

○平山委員 すみません、もう一つ。多分ここにもあったと思うんですけれども、この電柱の構造とか高さとかに関する規格というのは、向こうの国の規格というのはないということで理解しておいてよろしいんですね。何ボルトのときには何メートル以上とか、ROWをどのくらいとるとか、そういう規格というのはないという……

○松崎 ちょっとすみません、相談させていただいてよろしいでしょうか。ちょっと資料を確認させていただきたいと思います。

○河添課長 後で確認して補足しましょうか。事実関係が先だから、そういう意味では後でちょっと調べてみて、その結果を。

○滝本 調べれば、その部分は恐らく何らかの回答はできるかと思いますので、ちょっと宿題にさせてください。よろしくお願いします。

○平山委員 もう一つ。それから、よく日本であるのは、こういう電線を引くときにその直下のあたりに地益権を設定するなどということがありますよね。所有権ではなくて、地益権を設定して、一定の補償をするなどという制度が日本ではあると思うんですけども、そういう制度はこちらにはあるんでしょうか。

それから、それが必要になるような場所というのはあるんでしょうか。

○松崎 その日本でいう地益権といったものが、まさにこのROWという認識でよろしいかと思います。つまり、配電線直下から左右15メートル、幅30メートルの範囲については、地益権として使用权を購入しなさいということです。

○平山委員 それが向こうの制度である……

○松崎 ええ。それがザンジバルの電気事業法で定められておりますので。

○長谷川委員 よろしいですか。

それでは、先ほどの点、また事実関係をお調べになって、どうでしょうか、全部の委員にメールか何かいただくことにしますか。では、よろしくお願いします。

米田委員、いかがですか。

○米田委員 前のご説明いただいたかもしれないんですけども、この33kVの送電線はこのタイプだということを今日ご説明いただきましたけれども、海底ケーブルで入ってくるところからも、上陸した地点からこの電圧を落としたこのタイプになるんですか。それとも、海底ケーブルは100万kVで入ってきてということが書いてあったと思うんですけども、入ってきて、最初の変電所まではやはり高いこのタイプじゃない送電線になるのかという、ちょっと確認でご説明をいただければと思います。

○松崎 海底ケーブルから引き込んでくる電圧は132キロボルトでございますけれども、これに関しては写真のような電柱とは違います。もっと高い、いわゆる立派な、日本でいう鉄塔みたいなイメージのものでございます。高さは恐らく20メートルぐらいあるものかなと思います。本事業で扱う33kVは全く違うような電柱ということでございます。

○米田委員 確認しますと、前回資料のときで、たしかセクション7とか、一番南の橋だったと思うんですけども、あのところについては一般的には高い高圧といたしますか、高い送電線タイプになっているということですね。

○松崎 先日ご説明申し上げたフンバ地点という海底ケーブルが上がってくるところは、確かに132kVのその電線がございますけれども、ただ、我々のプロジェクトで扱うものは、すべて33kVの配電線が対象でございますので、そういった高いものは扱わない、通常の10メートル程度の木の電柱に架線するといったことでございます。

○長谷川委員 私のコメントについては特に追加の質問等はありません。

ちょっと気になる言葉遣いなんですけれども、前回の説明会のときの資料からちょっと気になっていたんですが、例えば項目6番、あるいは7番、スクリーニング結果というふうにあるんですけども、今、スクリーニングとスコーピングはちゃんと定義づけされておいて、この段階でやっているのはスコーピングなものですから、これは統一をスコーピング結果というふうにすべきではないかなというふうに思うんですね。スクリーニングというのはご存じのように、この案件をアセスやるかどうかという判断ですから、今後の報告書類も含めて、あるいはこの答申案も含めて、スクリーニングではなく、スコーピングというふうに書きかえて、訂正していただいたほうが良いと思うんですが、よろしくお願いします。

それでは、またあれば、もどに戻りますけれども、続きの10番目から13番までご説明お願いします。

○滝本 それでは、引き続きまして、10番以降について説明させていただきます。

10番以降の説明は主に2つありまして、代替案の検討についてという点と、あと鳥類への影響についてという、この大きな2つのトピックについて説明させていただきます。

まず10番の、原嶋委員から「電化率の向上のためであるならば、配電線の強化ではなく、再生可能エネルギーを利用した分散型の発電技術を活用する選択肢もある。これは地球温暖化防止にも寄与する。こうした選択肢を代替案として検討しなかった理由を明らかにしてほしい」というコメントに対しては次のように回答させていただきます。

まず、現時点ではタンザニア本土から海底ケーブルを通じて100MVAの電気が送られてくる計画が既に進められており、これにより、発電という面から当面の需要は満たされる予定です。したがって、新たに発電所をウングジャ島内に建設するという話には現時点ではなっていないというのが理由の一つになります。

本案件につきましては、電化率の向上は本プロジェクトで期待される裨益効果の一つであり

ますが、本プロジェクトの最大の目的は、既にある基幹配電網の増強を通じて、既設の配電網を活用すること及び供給信頼度を向上させることにあります。したがい、発電所を建設するというよりは、そういった送電等の設備を強化させるリハビリとか、そちらのほうの手当を行うことによるということを目的にしておりますので、再生可能エネルギーという選択肢は選ばせませんでした。

また、もう一つの理由としましては、再生可能エネルギーについては、フィージビリティスタディーの調査すらされておらず、その利用可能性についても未知であることが挙げられます。将来的にはフィージビリティ調査の結果いかんによっては、比較検討の対象となり得るかもしれませんが、現時点におきましては、ウングジャ島では再生可能エネルギーの使用割合は全エネルギーの中で0.3%、すなわち6万世帯あるうちの約200世帯と低く、その用途も太陽熱温水利用に限定されているのが現状になります。

したがいまして、今回は配電網、変電所の改修等を行うことにしました。

次に11番の野村委員からの「住民移転数を減少されるよう代替ルート、配電線種の検討につき、先方政府の理解を得るよう努めること」といったコメントに対しては次のように回答させていただきます。

住民移転数を減少させるために実施機関ZECO及び先方政府と代替ルート、配電線種案を説明し、既に同意を得ております。今後、概略設計の段階、実施機関、先方政府と協議を重ね、必要な合意を取りつけながら進めていきたいと考えております。

次に田中委員からの、「代替案の検討はおおむね妥当であり、要請計画案に比して代替案1が住民移転数など社会的・環境的影響が少なく、これを推奨案とすべきである。なお、非自発的住民移転が発生する区間6については、道路沿いの敷設方式など、移転数を最小化するような建設ルートの工夫をさらに検討してほしい」というコメントに対して

は、今後概略設計の段階で、区間6については、できるだけ遊休地や菜園、庭、倉庫、駐車場等のオープンスペースを有効利用し、移転世帯数をさらに最小化するルート、配電の線種、施工方法を検討する予定で考えております。

次に、鳥類への影響につきまして、米田委員からコメントが1件来ておりますので、説明させていただきます。

米田委員からは、「配電施設予定地南東部のキワニ湾は、バードライフ・インターナショナルにより、鳥類の重要生息地の一つとして指定され、シギ類、アジサシ類の生息地となっています。海底ケーブル上陸地点近くは、キワニ湾の海岸部に接しているため、送電線が鳥類の飛

行ルートを横切り、送電線と鳥類の衝突事故増加のおそれがないか、調査検討が必要かと考えます。鳥類の飛来ルートを横切る場合は、表示管取り付けなど、対策の検討が必要となります」とありますが、これについては次のように回答させていただきます。

まず、送電線は1980年代から設置されていますが、ザンジバルの環境局でもバードストライクが発生して問題となっている認識は、持っておりません。ただ、概略設計時に、過去の鳥類の送電線への衝突について、記録収集・調査を行い、必要であれば適切な対策をとることとさせていただきます。

以上が13番までのコメントになります。

○長谷川委員 ありがとうございます。

そうしましたらば、今回の分、米田委員は何かございますか。今回、米田委員からコメントがございましたが。

○米田委員 13番のコメントは、私から出していただけたんですけれども、前回の説明会のときに、ここで鳥類の生息地がないかというところでちょっとお聞きしたところ、余りないだろうということだったんですけれども、ちょっと別資料に当たったところ、ここにありますような、鳥類の重要生息地点が1つ登録されているところがありますので、少しこの点について、私もちょっとここにあるような対応をとっていただきたいというのがコメントの一つでございます。

ただ、確かに見ますと、生息地は、シギ・チドリ類で、普通こういった送電線との衝突事故はツル類とか、あるいは猛禽類とか、割と大型の鳥類が多いので、シギ・チドリの生息地であれば確かに影響は少ないのかなと思いますけれども、この指定地にはなっておりますので、スコーピングの段階か何かで一応ちょっと資料検討だけは当たっていただきたいというのが私の趣旨です。

○長谷川委員 ほかにはいかがですか。

では私から1点。11番、野村委員のコメントですけれども、住民移転数の減少についての代替案です。お答えというか、方針のほうではこういった代替ルート等は既に説明を先方政府にされて、同意を得ていると。今後はさらに協議を重ねて、必要ならば必要の合意を取りつけるというふうなことなんですが、ここでの含みは既に同意を得たものはありますけれども、より住民移転数を減らすような可能性があるのであれば、その辺も含めてさらに協議を重ねて、合意を新たにやると、こういうふうなことですか。

○滝本 はい。今、おっしゃられているとおりで結構です。現時点で考えられるのは、これが

代替案としてありましたけれども、さらによりよい案があれば、さらなる緩和策がとれるように合意を図っていきたいと考えております。

○長谷川委員 ありがとうございます。

平山委員は何かございますか。よろしいですか。

こちらの分は、一応説明いただきました。追加で石田委員の別紙というものがあるので、こちらのほうも説明をお願いしたいと思います。

○滝本 それでは、追加コメントとして、石田委員から4件コメントが来ておりますので、それについて一件ずつ回答させていただきます。

まず、「ウングジャ島の全周囲の海域及び離島は基本的にすべて保護地になる予定である。資材の積み出し、積み下ろし港での作業、配電線敷設、海底ケーブル敷設により、予定されている保護地への影響はないのでしょうか」とのコメントにつきましては、次のように回答させていただきます。

島の全周囲が既にサンゴ礁に囲まれていることから、あくまでも基本的に保護地とはなりませんけれども、既存の港湾機能まですべて停止させるようなことではございません。積み下ろしや保護対象とならない既存の港で行うので、環境に対する影響としては少なくとも現況を悪化させることはないと考えております。

なお、海底ケーブルの敷設は、アメリカのドナーによって行われていますけれども、こちらについても詳細な環境影響調査をアメリカが行っておりまして、環境影響は少ない。緩和可能と結論づけております。

次に2番目の「薪から電気への切りかえに伴う住民説明会、ガイダンスなどの実施予定はありますか」とコメントに対しては次のように回答させていただきます。

包括的内容を含む住民説明会につきましては概略設計開始前、及びRAPのスコoping時、RAPドラフトの協議時に予定されています。ただし、特に薪から電気へ切りかえるためだけのガイダンスというものは特に予定はしておりません。

3番目の「農作業、農地への影響はどのようなのでしょうか。資料の8ページによると、中央から南部における食用作物・かんきつ類栽培とあります。」というコメントについては、配電線の敷設時はすべて路線内の用地内、ROW内の植生は全部伐採されることとなります。

ただし、実際にはクリアする作業を最小化するために、本当に工事に必要な用地のみ植生がクリアされます。このとき、ROW内の栽培中の農作物につきましては、敷設時期、ワンシーズンのみ買い上げとなります。

その後、ROW内は高い樹木を除き栽培は自由であります。ちなみに現在、路線内の高い樹木の栽培については特に実際には見られておりません。

次に4番目の「配電施設敷設対象地区、住民移転対象地区の生計、産業を詳しく調べてほしいと思います」というコメントについてですが、RAPの過程で対象地区、住民移転対象地区の生計、産業を詳しく調べる予定で考えております。

以上になります。

○長谷川委員 ありがとうございます。

何か質問、コメント等、ございますか。

今日はちょっと石田委員がお休みなので、石田委員の意図するところが我々はちょっとつかみ切れないので質問がちょっと難しいんですけども、全体として、委員の先生方からさらに意見、あるいは質問はございますか。

平山委員。

○平山委員 13番との関連なんですけれども、13番では鳥のこと、鳥類の生息地が取り上げられているんですけれども、そして、石田委員の質問では、3番では農作業、農地への影響ということがあるんですけれども、これも説明があったのではないかと思うんですけれども、自然保護区とか、要するに緑地とか、森林とか、それから、湿地とか、そういった肝心の自然保護区にかかるということはないということで理解していてよろしいんでしょうねということですから。

○庄司 前回に説明申し上げましたが、自然保護森林とか、さらに再生利用制限を行っている森林及び堰等については、位置を調べまして、全部その路線及び変電所建設予定地が含まれていないことを確認しております。

○長谷川委員 ほかにいかがですか。

米田委員、よろしいですか。何かあれば。

どうぞ。

○米田委員 少しコメントとはずれるかもしれませんが、全体的話ということで、参考までに聞かせていただきたいのですが、今、こういった送電線に関しては温暖化防止との関係で、スマートグリッドというような感じですか、要するにエネルギー効率がよいというような方式が考えられているんですけれども、こういった協力案件のときもそういった観点という、最も送電線の効率がよいという、そういった観点というのは取り入れられているんでしょうか。

○松崎 一般的なお話になってしまいますけれども、いわゆる有償、円借款といった大きなプ

プロジェクトになりますと、資金効率の面から、より効率的な送電方式、例えば低損失の送電線を使うとか、1つの送電線にたくさんに電力が流せるようなものを使用しますとか、そういったアドバンスな技術を使うということが最近検討されるようになっております。

ただ、本事業につきましても、無償事業ということで緊急性ですとか、彼らが供与したものをすぐに使いこなすことができるといったことがある程度主眼になっておりますので、既存の信頼性の高い、ある程度実績のあるものを入れるのが適切ではないかなというふうに考えております。ご質問のとおり、もちろん円借款とか、進んだ技術を使うといったフィールドはございます。

○滝本 まさしく電力セクターでは今おっしゃられたようなスマートグリッドを含めた支援の可能性を検討していることから、今後はそういった案件が出てくるかもしれません。ただ、ちょっと今回の場合には緊急性等がございますので、現地の実施機関の運営維持管理能力も考えまして、通常のス펙でやらせていただきたいと思っております。

○長谷川委員 ありがとうございます。

よろしいですか。

○河添課長 石田さんがいらっしゃっていないので、手戻りがないように念のため確認させていただきます。2番目のところで、住民説明について調査の中では予定していないという話ではあったのですが、恐らく石田委員のコメントの主旨としては計画の中で、今、薪を使っている人、イコール貧困層なりへの配慮あるいは住民協議等々で例えば電気を引くことによるコスト負担とか、あるいは生活様式がどういうふうになるのかということも配慮したほうがよろしいのではないかというコメントだと思います。そういうところを調査の中で、恐らく住民説明会等の中に、何か含まれるところもあるのではないかと思うのですが、どういう対応を検討されているかということをお話いただけますか。

○庄司 包括的な内容を含む住民説明会は少なくとも3回は予定しております。包括的など申しますのは、プロジェクトの実施によって、どういうメリット、デメリットが生じるかということを中心にかなり詳細に議論をして、意見を聞くということは、今、おっしゃったコスト負担だの、生活様式の変化など、もし質問があれば受けつけてそれに適切に答えるような協議はしようと思っておりますが、特に薪から電気の切りかえに伴うに限ったガイダンスは予定はしていないということです。包括的にはそういうことは、ご指摘されたようなことはやる予定と考えていただいてもいいと思います。

○河添課長 わかりました。

○長谷川委員 この石田さん、4点ありますけれども、答申案上はどうなんですか、1点目から3点目は質問的な表現ですよ。

○河添課長 そうですね。ご質問ですよ。

○長谷川委員 4点目が答申といえば答申らしい表現ですけれども。

○河添課長 そうですね。一方では、回答としては、詳しくこのあたりは調べていきたいと思いますということだと思うので、それをあえて含めるかどうかというところですが。

○長谷川委員 そうですね。ちょっと今日の議論も踏まえて最終答申案のたたき台が欲しいと思うのですが。

それで、今回いただいているこの答申案の方針が入っている、対応が入っているもの、これは事前に我々は送ってもらっていたんですか。

○事務局 これは当日配布。

○長谷川委員 当日ですね。そうすると、今日は多くの委員、コメントした委員も含めてお休みになっておるので、最終の答申案と、それから、石田さんのこういったものも含めた、これの最終版、これも一緒にお送りしたほうがよろしいかと思うんですけれども。

○河添課長 わかりました。そのように。

あと、こういう状況ですので、議事録もそうなんですよ。参考にお届けしなければいけないなと思っていて、内容としては、この今お手元にある資料と、あと石田先生のご質問とコメントと、あと可能であれば議事録もあわせてお届けし、それとあわせて答申案なりをお届けするという形で進められれば、恐らく議論の最初から最後までをご理解いただいた上で答申案のご検討もいただけるかなということで、議事録ができるタイミングは恐らく1週間ぐらいは必要なので、その後に皆さんのお届けして、さらにコメントをいただいてという取りまとめ方になると思います。

○長谷川委員 今日は村山委員長がいないし、ちょっと少ないし、いろいろなちょっとほかとは違った側面があったので、ひとつよろしく、うまい処理のほうをお願いいたします。

それでは、答申案についてはこれで終わりにしまして、残っている資料が幾つかありますので、これを事務局のほうから報告をお願いします。